

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が 2006 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

2022 年 12 月に文科省が発表した「就学援助実施状況調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 14.28%（7 人に 1 人）、北海道においては全国で 8 番目に高い 18.02%（5 人に 1 人）となっており、依然として厳しい実態にあります。また、教育現場では給食費・修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。さらに、「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、その解消に向けて、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、教育予算確保・拡充と就学保障の実現など、以下の項目について地方自治法第 99 条にもとづき、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元されるよう要請します。
2. 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大、高校授業料無償化に対する所得制限の撤廃など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を図るよう要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

令和 5 年 6 月 23 日

北海道根室市議会

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 総務大臣
財務大臣 文部科学大臣 内閣府特命担当大臣（地方創生担当）